

第十五回 参議院電気通信委員会會議録第九号

(二二四)

昭和二十七年十二月二十三日(火曜)
午前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 瀧淵 春次君
理事 尾崎 行雄君
委員 鈴木 恭一君
新谷 貢三郎君
稻垣 平太郎君
水橋 肇作君

國務大臣

郵政大臣 高瀬 莊太郎君

政府委員

郵政事務次官 平井 義一君
郵政省電氣 通信監理官 金光 昭君

事務局側

常任委員会専門員 後藤 隆吉君
常任委員会専門員 柏木 榮一君

本日の會議に付した事件

○電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

○電気通信事業運営状況に関する調査の件

(日本電信電話公社職員の給与改訂に関する件)

○議員派遣要求の件

○委員長(瀧淵春次君) 只今より電気通信委員会を開会いたします。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第十四部

電気通信委員会會議録第九号 昭和二十七年十二月二十三日【参議院】

本日は討論採決を行いたいと存じますから、そのお含みにてまた質疑のあるかたはこの際質疑をお願いいたします。……ごさいませんか。質疑はないようですから、これで質疑は終了したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(瀧淵春次君) 御異議ないものと認めます。よつて質疑は終結したものと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(瀧淵春次君) それじや速記をつけて下さい。これより電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案の討論を行います。討論されるかたはまず賛否を明らかにせられてから御意見をお述べになるようお願いいたします。

○鈴木 義一君 私は自由党を代表いたしまして、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に以下述べます理由を以ちまして賛成いたします。

再建途上にある我が日本のあらゆる国家生活の基盤をなす電信電話の整備拡充ということは、極めて重要な政府の施策でならなければならないといふことはこれは申上げるまでもないのであります。これについては再度に亘つて当院におきまして決議をいたしました次第であります。今般電信電話公社ができて、企業組織が変つたのもその主たる理由はここにあつたと存

するのであります。政府は、大臣の提案理由の御説明にもありました通り、重要施策中に経済基盤の発展の一施設として電信電話の拡充を取上げたのであります。こゝう申しておられるのであります。このことは誠に結構なことでありまして、その内容を拝見いたしました。建設資金財源として今度の補正予算に計上せられたのは二十億円であります。而もその二十億円の建設資金は従来資金運用部資金から賄つておられたものを今度は電信電話債券で賄う、そこで本法案の改正になつたのであります。私は昨年の補正予算におきましては、二十五億円が資金運用部資金から賄われておつたことを承知いたすものであります。今度はそのはうは零になりまして、それを殆んど全部を加入者の負担とする、利用者の負担とするといふことであるのであります。その点は決して電信電話を整備拡充する方策として理想的な案でないことを卒直に申し上げたいのであります。大臣もこの方法は好ましくない臨時措置である、三十一一年までを限度としておるので、いろ／＼資金運用部資金の借入等も努力したが、今日の資金が延びないので、希望するようなわけには参らなかつたので、窮余の策として本方法を採用せざるを得なかつたと申しておられます。政府の努力に對しては一応了承いたしたのであります。が、本法案が決して理想的でないといふことを政府も承知いたしておるのであります。この方法は成るべ

く早く打切られまして、資金運用部資金等、財政資金によつてこれを賄うことを強く要望いたしたのであります。なおこの方法によりまして、従来三万円乃至二万の負担金を負担しておりました上更に六万円以内の負担をしななければならぬといふことは、電話の経済的価値といふものを私は知らないわけではないのであります。けれども、これによつて公益性といふものが阻害されやしないかといふことを心配いたすものであります。金のない者はかけられないではないかといふ質問も昨日はあつたやうであります。その点はどうしてこの方法によつては避け得られないのであります。この点に對して實際実施される際に十分な考案が払われなければならないと思ひます。なお、この問題は延いて都會の電話と地方の電話をどういふに按配して行くかといふことも問題になりまして、従来の優先受理の精神といふものがどうして、どういふふうになつて行かぬかといふことも考案されなければならないと思ひます。どこまでも一面に電話の経済的価値といふものを認めると共にこの公益性を無視しないように阻害されないように、政府に格段の御努力をお願いいたします。この希望を強く申述べまして、私は本案に賛成するものであります。

○新谷 貢三郎君 私只今議題になつております電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。ただ本案の審議に當りまして、政府当局の説明を開きました。が、この法律案の要旨は、要するに国家財政資金の電話事業に對する投資が電話の建設事業資金の需要額に比ばまして非常に少いために、止むを得ず加入者に対して相当高額の債券を負担せよとするものであります。……これは事情は了いたしましたけれども、趣旨から申しますと、電話の国民大衆への普及を非常に阻害するものとなるのであります。かかる法律が將來とも引續いて実施せられることにならぬといふ考えを持つておるのであります。

それで私はこの法律案には賛成ではありますけれども、今後政府におきましては、やはり電話事業を一般国民大衆のために拡充するのであるといふこの本旨を忘れることなく、あらゆる努力を傾けられるように要望いたしました。私の賛成討論とする次第であります。

○稻垣 平太郎君 本法律案については先ほど鈴木委員並びに新谷委員から賛成の御答弁がございましたが、私自身としても賛意、まあ止むを得ず賛成をいたします。

但し、私はこれは一般大衆に對する問題もさうあります。が、現在加入しておる人たちの間に非常な不公平が行われるこのために非常な不公平とか悪いことかといふことを十分考えてみる必要があると私は思ふのであり

ます。現在の加入者のうちで甲、乙、丙、いろ／＼たび／＼加入費、架設費が変更したので、種々な種類の人ができておるといふことは、全体的に見て甚だ面白からぬ結果を招来するのではないかと、このことを先ず恐れるものであります。

次に、今後臨時措置であります。が、果してこれが臨時措置で済むかどうか、これは早くこういつたような臨時の措置はできるだけ短期間に打ち切りたいという御希望を御両君とお述べになりましたが、併し実際に打ち切れるかどうかということは私は問題だと実は思っております。そこで、実際に今後とも打ち切れないで、なおこういつたような状態が続くということになりますと、私は前提として申上げた加入者に対するところの負担のい／＼な差異が起つて来る。これは一体どう考へたらよいのかというのをもう少し根本的に掘下げて検討したければいけないのじやないかと思ひます。それに結局は私は今の料金制度がいかに悪いかという点にどうしても入つて行かなければならないということが一つ、それからもう一つは、公社の資本構成なり或いは公社の機構なり、そういうものについてもう少し根本的に再検討するといふことがどうしても必要なことではないか、かように考えるものであります。併し今日料金の問題なり或いは資本構成の問題なりを検討いたしますのは相当の時日を要することと存じますので、私も取りあへずこの臨時措置法の一部を改正する法律案に賛意を表しまして、但し私が申述べました点については当局者において十分御検討をお願いしたいということを申述べておきます。

○尾崎行雄君 私止むを得ず賛意を表するものであります。理由は新谷委員初めその他各委員諸氏の委細を尽された御意見を含んでおりますから繰返しません。

○委員長(満洲春次君) ほかに御意見ございせんか。ほかに御意見もないようです。討論はこれにて終局したものと認め、これより本法律案の採決を行うことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(満洲春次君) 御異議ないと認めます。これより本法律案の採決を行います。電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付案、全部を問題に供します。本法律案を原案通り可決すること、賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(満洲春次君) 全会一致と認めます。よつて本法律案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○新谷寅三郎君 私は只今討論において各委員からお述べになりました趣旨を十分に参酌いたしまして、これは全員の一致した希望意見であるといふことを認めまして、本案の決定せられるに當りまして、次のような附帯決議をつけて頂きたいと思ひのであります。附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議(案)
本法は電話事業の建設資金調達のため加入者に対し一時に高額の負担を課せんとするものであつて、差当り暫定的措置としては止むを得ずとするも、電話の国民大衆への普及を

阻碍する結果となることは明らかである。
依て本委員会は政府が速かに左記事項を実行されることを強く要望する。

記

一、日本電信電話会社設立の趣旨に鑑み建設資金として投入する国家財政資金を大幅に増額すること
二、同公社の公算債券の発行額を増額すること
三、適切な料金制度を確立すると共に要すれば同公社の資本構成に民間資本の参加を求むるの要否につき再検討すること

以上の通りであります。この附帯決議案につきましてお諮りの上、できれば全会一致でこの附帯決議案を御決定下さるようお願いいたします。

○委員長(満洲春次君) 只今新谷委員より附帯決議案の動議が提出されましたので、これをお諮りいたします。本法律案に対し只今の附帯決議を附することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(満洲春次君) 全会一致と認めます。よつて委員会は本法律案に対し新谷委員朗読通りの附帯決議を附することに決しました。
なお本法律案に賛成せられたかたは、多数意見者署名に御署名を願います。

多数意見者署名
尾崎 行雄 鈴木 恭一
新谷寅三郎 稻垣平太郎
○委員長(満洲春次君) なお附後の手続及び本会議における報告等につきましては、慣例により委員長に御一任願

うことに御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(満洲春次君) 御異議ないと認めます。よつて附後の手続及び本会議の報告は、委員長に一任願うことに決しました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(満洲春次君) 速記を始め
○政府委員(平井義一君) 只今電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案の可決を頂きまして、誠に有難うございまして。これに對しまして附帯決議を以て、電信電話施設の建設資金については、政府の財政資金を更に増額すると共に、電信電話債券の一般公募額を増額するようにとの御鞭撻を受けました。政府といたしましては、決議の趣旨に副うようであるだけ努力をいたしたいと考える次第であります。どうか本委員会の皆さんにおきまして何分ともに御指導、御鞭撻頂くよう特にお願ひ申上げます。

○委員長(満洲春次君) それでは次に電気通信事業運営状況に関する調査を議題といたします。本日は日本電信電話公社職員の給与改訂に關し各委員より御質疑をお願いいたします。

○水橋藤作君 私は先刻からこの公社の要するに裁定問題につきまして、大蔵大臣の出席を要求しておりましたが、諸般の事情でなか／＼出席も困難であるといふことを認めまして、今日は所管大臣及び次官から結構です。御答弁願ひたいと思ひます。

で、今日日本に置かれては、国鉄及び専売、電々公社のこの三社の従業員のバランスから見まして、私から申上げるとまでもなく政府も十分御存じのこと

と思ひますが、電々公社の従業員の置かれては待遇が劣悪であるといふことは御承知のことと存じますが、この際により最も公平なる処置をとるべきであるといふ建前から、この調停の実施につきまして政府はどの程度に誠意をお持ちになつておられるか、又交渉過程はどの程度に進んでおるか等につきまして卒直にお示しを願ひたいと思ひのであります。

○政府委員(平井義一君) 只今の御意見御尤もございまして、先般私が秘密の席上で皆さんに御報告を申し上げて以来、日夜努力を續けておるものであります。何分にもすでに衆議院を補正予算は通過いたしましたし、参議院におきましても通過の過程にあるような今日におきまして、公社内において何とか趣旨に副うようといふこととて、その許可を大蔵省に折衝中でありまして、先般閣議で大蔵大臣、佐藤建設大臣、郵政大臣、官房長官から、公社は何かしなければならぬ、又希望にできるだけ副うようといふお話があつたように承るものであります。

たまた／＼閣議の關係閣僚の申合せと大蔵省の主計局事務当局の意見が多少食違つておる点がございまして、今日まではつきりした線が未だ出ないのを非常に遺憾とするのであります。速急に何とか結論を出さなければならぬといふことで、郵政大臣といたしましては奔走をしておるような状態でありまして、一日二日のうちには何とか結論が出ると思ひます。併し年の瀬は迫つておるのでありますから、公社のほうにおきまして、或いは總裁の氣持におきまして、又一般公社の組合員の立場を考慮しまして、何かの処置が

とられるのではないかと、こういうことを考へておるような次第であります。が、只今のところ、こういう数字が出たということは申し上げられないところでありませう。

○水橋藤作君 御存じの通り、参議院では二日間の会期延長を決定いたしました。先ほど参議院において今日明日中に会期を、いろ／＼の法案を全部上げて、自然休会に入るといふことを申合せたわけなのであります。今日日本会議、明日一日の本会議しかないので、只今までにそれが決定を見ないといふことは、非常に我々には、先ほど仰せの大蔵主計局事務当局に牛耳られて、政府がどうにもでき得ないといふ現状になつてゐるかに考へますので、新聞その他で申しますように、大蔵主計局に政府が動かされておるといふような恰好が露呈されておるといふように我々は考へますので、今日明日のうちでありますから、折角次官及び大臣が努力して頂いておることも私は認めますが、次官会議及び所管大臣、官房長官が了としておるにもかかわらず、大蔵事務官の一方的な処置に動かされておる、その結果今日未だにまとまつていないといふことは、甚だ遺憾に考へますので、是非ともこの際大臣なり次官が、今日明日に控えた会期のうちに、一日も早く調停案の実施に努力されんことを要するわけなのであります。幸いにして大臣もお見えになりましたから、今次官からはいろ／＼伺ひましたが、今日の午前中でも幾らかでもこれが進展したかどうかといふことにつきまして、重ねて大臣に重復いたしますが、伺ひたいと思つておるわけでありませう。

○水橋藤作君 御存じの通り、参議院では二日間の会期延長を決定いたしました。先ほど参議院において今日明日中に会期を、いろ／＼の法案を全部上げて、自然休会に入るといふことを申合せたわけなのであります。今日日本会議、明日一日の本会議しかないので、只今までにそれが決定を見ないといふことは、非常に我々には、先ほど仰せの大蔵主計局事務当局に牛耳られて、政府がどうにもでき得ないといふ現状になつてゐるかに考へますので、新聞その他で申しますように、大蔵主計局に政府が動かされておるといふような恰好が露呈されておるといふように我々は考へますので、今日明日のうちでありますから、折角次官及び大臣が努力して頂いておることも私は認めますが、次官会議及び所管大臣、官房長官が了としておるにもかかわらず、大蔵事務官の一方的な処置に動かされておる、その結果今日未だにまとまつていないといふことは、甚だ遺憾に考へますので、是非ともこの際大臣なり次官が、今日明日に控えた会期のうちに、一日も早く調停案の実施に努力されんことを要するわけなのであります。幸いにして大臣もお見えになりましたから、今次官からはいろ／＼伺ひましたが、今日の午前中でも幾らかでもこれが進展したかどうかといふことにつきまして、重ねて大臣に重復いたしますが、伺ひたいと思つておるわけでありませう。

今次官から説明を聞きまして、すが、今も申上げておる途中でありませう。が、今日、明日のうちに会期が自然休会になる現状であるにもかかわらず、この調停が未だに海のものか山のものかわからない。組合員が不安な状態に置かれて闘争を継続しておるばかりでなく、一般国民といひましてこの問題を重大視しておるわけなのであります。先ほど申しましたが、国鉄及び専売等の公社の従業員との待遇問題から比例して、この際是非とも電電公社の従業員の待遇といふものを十分政府は考へられなければならず、又中労委としてそれを考慮して調停案が出されたわけと考へますので、今日まで大臣及び次官の努力は認めますが、その結果今日の午前中までにどの程度にこれが運ばれたかあるかを大臣から一つ御説明願ひたいと思つておるわけでありませう。

○政府委員(平井義一君) 一口水橋委員に申上げますが、主計局から動かされておるといふことではないのであります。大蔵事務当局並びに大蔵大臣が示された金額と郵政大臣が要求する金額が一致しないのであります。それで早急に郵政大臣といひましては大蔵大臣を納得させるべく努力中であると思つておるわけでありませう。以下大臣に御答弁願ひます。

○政府委員(平井義一君) 一口水橋委員に申上げますが、主計局から動かされておるといふことではないのであります。大蔵事務当局並びに大蔵大臣が示された金額と郵政大臣が要求する金額が一致しないのであります。それで早急に郵政大臣といひましては大蔵大臣を納得させるべく努力中であると思つておるわけでありませう。以下大臣に御答弁願ひます。

出ておりましたが、程度といふことが書いてあります。大蔵当局はあの程度を考へておるといふことであらうと思ひます。併し私のほうは、流用等をも少し何とかすれば、まだ何とかならう、こういうこととすつとまだ折衝を続けておるといふわけでありませう。併しなか／＼折衝がそう早く進まないものであります。遅れておつて、大変恐縮に思ひますが、ここ二、三日には無論できるだけのことをいたしたいといふふうに考へておりますので、その点を御了承願ひたい。

○水橋藤作君 いろ／＼努力されておることよく承知しております。が、やはり会期を明日に控えておりますので、未だにただ努力してゐるといふだけではやはり我々も或る程度まで不安なわけなんです。最後に会期が明日でおいしまひになるのだから、政府の案通りに行くんじやないかといふ、極端な見方からすれば、そういうふうには心配する人もあるわけなんです。我々としては調停案の線まで持つて来て下さる、大臣なり次官なりが努力して頂けるものと確信を持つております。が、今大臣のお話では、その線に近いところまで行くといふ自信を持つておられるものといふふうには我々は拝聴いたしまして、より以上の努力に期待いたしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○新谷實三郎君 日本電信電話公社職員の給与問題につきましては、只今水橋委員からも、御質疑があり、先般山田委員、佐多委員等からも御質問があり、実は私も種々質疑をしたのであります。が、只今郵政大臣の申されましたように、まだ政府においては最後の態度を決定し得ない段階にあるといふこと

とは非常に遺憾に思つております。一般の公務員及び一般の公社職員に対する給与の方針についての問題はともかくといたしまして、この日本電信電話公社は先般法律ができたばかりでありまして、その法律の提案の際に、政府はやはり公社は公社として特殊の事情もあるのだから、できるだけ高給率、高賃金制をとつて行きたいといふ考へであるといふことも概々お述べになつた次第であります。その点から見まして、又仲裁調停といふようなものが各公社によつて出るのであります。が、これらの仲裁の具体的な案の内容、調停案の具体的な案の内容はともかくといたしまして、少くとも公労法を作り、或いは一般公務員については人事院勧告がされて、これらの勧告なり或いは仲裁案、調停案の方向、越旨といふものについては、これは当然或る程度尊重しなければならぬものであるといふことは、我々考へなければならぬと思つておるわけでありませう。そういう点から言いますと、大体において、この委員会においては各委員のお気持も大体その点においては一致していると思ひますので、私はこの委員会に提案したいのは、この際もう年末、日もありませんので、日本電信電話公社職員の給与改訂について、できればこの委員会としての意思表示をしてはどうか、それにはこの委員会の決議というふうな形でその意思をまとめて政府に伝達するようにはどうかといふのであります。若し御賛成ならば、私が用意しております一案をここで御披露してもいいと思つております。委員長、各委員にお諮り願ひます。

○水橋藤作君 私は新谷委員の我々委員総員の意思を何らかによつて政府に発表したい、それを決議の形において取扱ひたいという提案と拝聴いたしましたが、最も適切と考へますので賛成いたします。

○委員長(溝淵春次君) それでは……(賛成)と呼ぶ者あり。皆さん御賛成のようでありませうから……。

○鈴木泰一君 ちよつと内容を、速記をとめて……。

○委員長(溝淵春次君) 速記をとめて……。

○委員長(溝淵春次君) 速記を始めて下さい。

○新谷實三郎君 方法として、大体そういう決議をして、本委員会の意思をまとめて政府に伝達することが適當だといふ皆さんの御意見でありますから、私の用意いたしました決議案の案文を朗読いたします。

日本電信電話公社職員の給与改訂に関する決議(案)

日本電信電話公社職員の給与改訂に關しては日本電信電話公社法の精神に鑑み、昭和二十七年十一月八日公共企業体等中央調停委員会より提示された調停案の趣旨を尊重し、政府において速かに必要なる措置を講ずべきである。

右決議する。

以上通りであります。どうか皆さんの御賛成をお願いいたしうございませう。

○委員長(溝淵春次君) 如何ですか。(賛成)と呼ぶ者あり。只今新谷委員よりの決議による、当委員会としての意思表示することに關しての決議をするに御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（薄淵春次君） ではさように決します。

○委員長（薄淵春次君） 次に日程に追加して、議員派遣要求に関する件を議題といたします。明年一月十日から二十日頃までの間に実地調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（薄淵春次君） 御異議ないと認めます。よつて議員派遣要求書を提出することいたします。

なお派遣委員の選定、派遣地区及び派遣期間等委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（薄淵春次君） 御異議ないと認めます。派遣議員の選定、派遣地区及び派遣期間等委員長に御一任願うことにいたします。

ちよつと速記をとめて。

午前十一時四十八分速記中止

午後零時三十九分速記開始

○委員長（薄淵春次君） 速記を始めて下さい。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

昭和二十八年一月三十日印刷

昭和二十八年一月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局